

基地災害における 避難実施要領のパターン

平成30年3月
嘉手納町

目 次

第1章	本避難実施要領のパターンの概要	1
第2章	避難措置に係る基本的事項	2
第3章	避難実施要領のパターン	6
第4章	避難実施要領作成の留意事項	45

第1章 本避難実施要領のパターンの概要

1 避難実施要領のパターン作成の目的等

本町においては、米軍基地があることから、基地が立地していることで想定される災害（以降、「基地災害」という）についても自然災害と同様に備えておくことが重要である。

本避難実施要領のパターン（以降、「本パターン」という）は、避難誘導に際して避難の実施に関する事項を町民等に示すとともに、活動にあたる関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

なお、本パターンは、「嘉手納町地域防災計画」を踏まえ、基地災害に関して想定される複数の避難実施要領のパターンを示すとともに、町民等の避難誘導において行政がとるべき基本的な行動を定めるものである。

また、実際に基地災害が起きた場合には、その規模や避難方法、発生場所や時間等の条件も異なることが考えられることから、本パターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成することが重要であり、そのため、今後の状況の変化や関係機関による研究、訓練による検証結果等を踏まえ内容の見直しを行うものとする。

2 避難実施要領のパターンの構成

■本計画で示す内容

- (1) 避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導に関する事項
- (3) 避難の実施に関し必要な事項

<避難実施要領の主な掲載項目

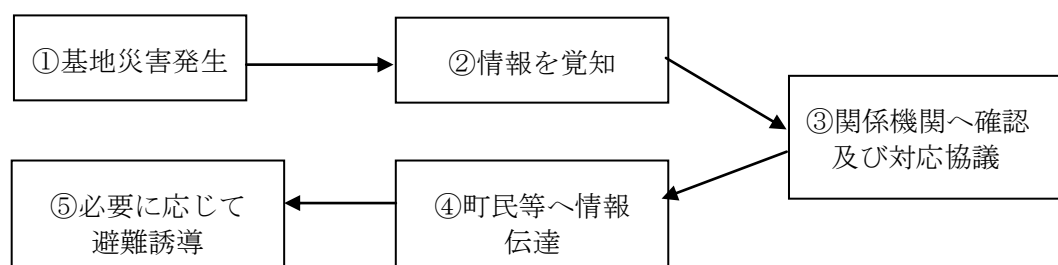
- ①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ②避難先
- ③一時集合場所及び集合方法
- ④集合時間
- ⑤集合にあたっての留意事項
- ⑥避難の手段及び避難の経路
- ⑦職員の配置等
- ⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨要避難地域における残留者の確認
- ⑩避難住民の携行品、服装
- ⑪避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

第2章 避難措置に係る基本的事項

本町は、基地災害が発生した場合は、あらかじめ想定した避難実施要領を基本に、避難住民の誘導を行う事となる。そのために、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

1 町民等への情報提供及び避難誘導までの流れ

行政として行う町民等への情報の伝達から避難誘導等の流れについては、概ね以下のとおり行うものである。



基地災害の事態が発生した場合、特に上記の「③関係機関へ確認及び対応協議」から「⑤必要に応じて避難誘導」までを迅速に対応することが重要になることから、その対応を行う際に必要な本町が関係機関と確認及び協議する主な内容を以下に示す。

■ 関係機関と確認及び対応を協議する主な内容

No	確認・協議事項	確認・協議内容	確認・協議する関係機関
1	基地災害の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模 ・被害状況など 	ニライ消防、嘉手納警察署、防衛施設局、災害発生現場の自治会など
2	住民等への情報伝達に関する対応	<住民へ第一次情報提供> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報伝達内容の確認 ・住民避難の必要性の検討 <住民へ第二次情報提供> <ul style="list-style-type: none"> ・要避難地区の範囲の検討 	ニライ消防、嘉手納警察署
3	住民等の避難誘導に関する対応	<住民避難が必要ない場合> <ul style="list-style-type: none"> ・現場規制の対応等の役割分担（広報、地区規制に際しての必要人員など） ・各関係機関の現場責任者及び連絡先の確認 <住民避難が必要な場合> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に際しての役割分担（各関係機関の対応内容、必要人員及び資機材） ・各関係機関の現場責任者及び連絡先の確認 	ニライ消防、嘉手納警察署、災害発生現場の自治会など

※基地災害が発生した場合には、上記対応に加え、県（防災危機管理課、基地対策課）などへの報告もあわせて行うものである。

2 想定される事態及び特徴

本パターンで想定する事態は、「航空機等の墜落」と「基地内での火災」の2つを想定する。なお、2つの事態の特徴については、以下の表のとおりである。

■本パターンで想定する事態

類 型		主 な 特 徴
1	航空機等の墜落	<ul style="list-style-type: none">・航空機墜落については、事態発生から機体爆発などへ発展する可能性もあるため、現場周辺からの町民等の退避させる必要がある。・事態の処理状況によっては、避難が半日以上かかる可能性もある。
2	基地内での火災	<ul style="list-style-type: none">・基地内での火災については、延焼の可能性や煙害について考慮した対応が求められる。・風の強さや風向きに注意した対応が必要となる。・事態の処理状況によっては、避難が半日以上かかる可能性もある。

■近年相次いでいる「航空機からの部品落下事故」の対応

「航空機等からの部品落下事故」及び「航空機等の不時着」への対応については、他市町村で発生した対応と同様に、基本的には嘉手納警察署等を中心とした対応となる。

行政としては、警察署をはじめとした関係機関と現場を確認し、状況把握を行うことが主な対応となる。

3 避難形態について

(1) 避難の形態

避難の形態は、「自宅での屋内避難」及び「町内の避難場所及び施設へ避難」の2種類が基本である。想定される事態と合わせて整理すると、以下のような避難形態が考えられる。

① 基地内での火災について

基地内での火災等については、住宅域への延焼の可能性について、ニライ消防をはじめとして関係機関と協議し、対応を図ることを基本とする。

■住宅域への延焼の可能性がある場合

- ・ニライ消防と協議し、要避難地区の住民へ避難所を開設し、そこへ避難

■住宅域への延焼の可能性が低い場合

- ・煙害を考慮し、家の中での待機を基本とし、屋外にいる人は近傍の建物内へ避難（屋内避難）

② 航空機等の墜落事故

航空機等の墜落事故については、墜落後に炎上・爆発等の可能性も想定した対応を図ることが必要となる。基地内の火災と同様にニライ消防をはじめとした関係機関と協議し、対応を図ることを基本とする。

なお、要避難地区の範囲についても同様に関係機関と協議して対応を図るものとする。

■不時着に近く、その後の爆発等の可能性が低い場合

- ・家の中での待機や近傍の建物内へ避難（屋内避難）
- ・ニライ消防等と協議し、安全確認が済むまで墜落現場から一定の範囲の立ち入り規制を行う等の対応を図る（立ち入り規制などについては、関係機関と協議し規制範囲などを決定する）。

■墜落後、炎上しさらなる被害の可能性がある場合

- ・ニライ消防と協議し、要避難地区の住民へ避難所を開設し、そこへ避難（要避難地区は関係機関と協議しその範囲を決定する）
- ・要避難地区以外の町民等においては、安全が確認されるまで周辺に近づかないよう促す。

※要避難地区の範囲については、6ページ以降の「避難実施要領のパターン」で「現場から半径 100m」と示しているが、地区範囲のイメージとして仮設定したものである（実際には、関係機関と協議し要避難地区の範囲を決定する）。

4 行政の活動体制について

行政の活動体制については、「嘉手納町地域防災計画」における各課の所掌事務に基づき対応することを基本とする。

しかし、米軍基地災害という事態であることから、情報収集については、基地渉外課が中心となって行うものとする。

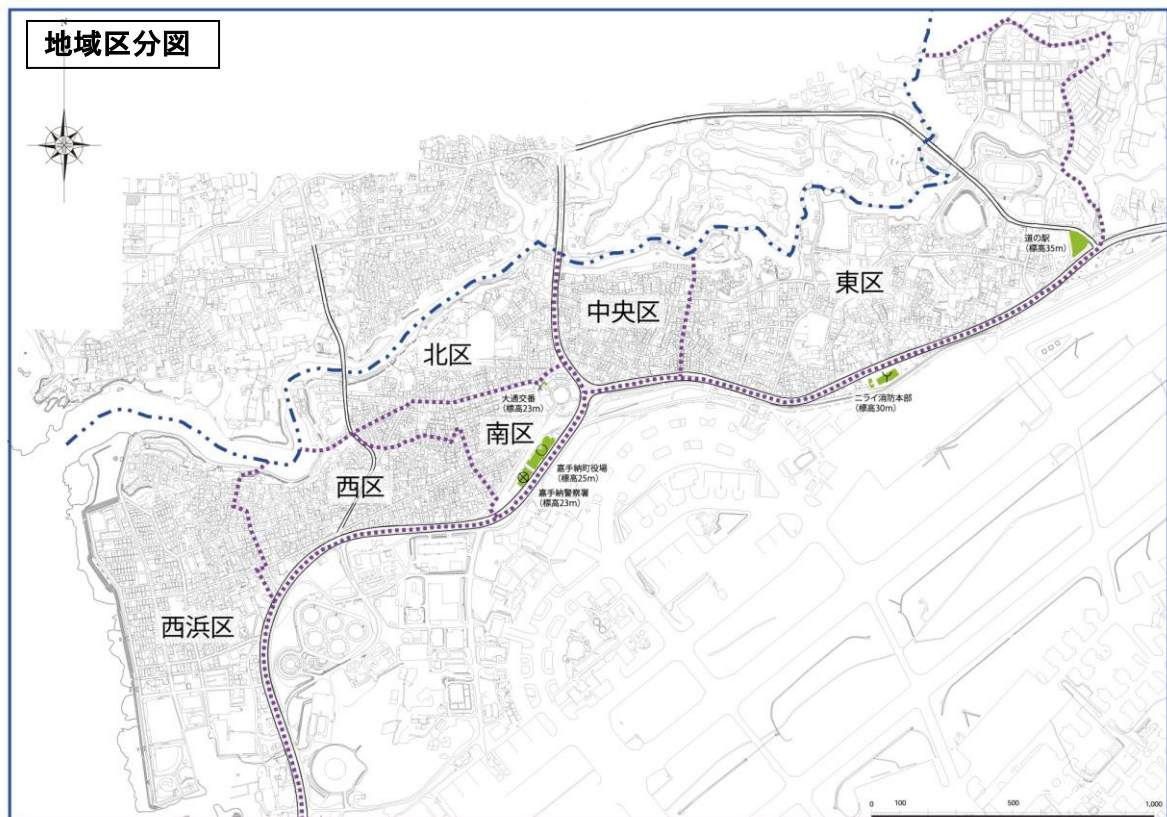
5 避難実施要領のパターン作成を検討する地域区分について

本パターンにおいては、「嘉手納町地域防災計画」に基づく防災活動の取組みと同様の地域区分である各行政区単位の6つの地域区分で考えるものとする。

想定事態については、「各区内で航空機事故が発生した場合」のパターンを作成するものとし、「基地内の火災」については、基本的に「自宅での避難」となることから、延焼等の場合のパターンについては、住宅地等との距離に近い「東区」についてパターンを作成するものとする。

万が一、他の地区で基地での火災の延焼被害の可能性のある事態が発生した場合には、「東区」の想定を基にニライ消防等の関係機関と協議し、避難地域にあてはめて避難実施要領を作成するものとする。

■地域区分



第3章 避難実施要領のパターン

本町は、事態が発生した場合は、町民等の避難誘導等の対応について、避難実施要領に整理するものとする。

必要な基本的事項は、以下のとおり示す。

1 基本パターンの様式

避難実施要領の様式は、国民保護事態の際の避難実施要領の様式で作成するものとする。

なお、航空機墜落事故などの基地災害が発生した場合には、時間的な余裕がなく、混乱することも考えられることから、以下の基本パターンの項目について箇条書き等での実施要領の作成も念頭に入れておくものとする。

避難実施要領				
				嘉手納町長
平成 年 月 日 時 分現在				
屋内避難 ・ 町内避難				
1 警報の内容				
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項等)				
2 避難の指示				
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)				
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 1 号)				
要避難地域				
要避難者数				
うち要援護者数				
避難先地域				
一時避難所及び集合方法				
集合時間				
避難経路				
避難手段				
避難開始日時				
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)				
避難施設	名称			
	所在地			
	連絡先			
避難にあたっての留意事項				
追加情報の伝達方法				

5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）	
職員の配置場所	
職員間の連絡方法	
要援護者の避難誘導方針	
残留者の確認方法	
6 緊急時の連絡先	
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）

【町民等への伝達分例】

<p>伝達文（例）</p> <p style="text-align: right;">嘉手納町長 西暦〇〇〇〇年〇月〇日〇時現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 嘉手納町役場です。 ■ 現在、〇〇周辺（現場名などをいれ）で（航空機墜落、基地内での火災）が発生しました。 ■ 〇〇区の〇〇～〇〇の範囲（各区単位等での呼びかけも含む）の町民は、〇〇コミュニティーセンターへ避難してください。 ■ なお、対象範囲外の町民等についても、〇〇周辺（現場）に近づかないようにしてください。 <p>※〇時から〇時まで国道〇〇号及び県道〇〇号線は交通規制（一般車両の通行禁止） ※嘉手納町役場職員及び関係機関の誘導に従って避難する。 ※細部については、避難実施要領による。</p> <p>（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。</p>

2 各区（6地区）における避難実施要領のパターン

<西浜区>

パターン：西浜区内において、航空機の墜落事故が発生した場合

嘉手納飛行場へ帰還する航空機が西浜区内へ墜落し、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
2月14日 10:00～	・西浜区内に航空機が墜落したことを覚知 (通報等により)	(10:00～10:30) ・ニライ消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議(状況を把握、住民の避難について検討・調整開始)
10:10		・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達 ・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
10:35	・関係機関との対応協議終了	・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。 ・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
10:40		・避難誘導等の開始
11:00		・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
11:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領（西浜区）

避難実施要領				
嘉手納町長 西暦〇〇〇〇年2月14日10時30分現在				
屋内避難 ・ 町内避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：本町西浜区周辺（〇〇〇〇）に航空機が墜落				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	2月14日（木）10：00頃			
発生場所	本町の西浜区の〇〇において、航空機の墜落事故が発生			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	西浜区兼久海浜公園周辺に墜落している			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：13℃ 風向：東 風速：7m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	西浜区〇〇～〇〇（墜落現場周辺）			
避難先と避難誘導方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	2月14日（木）10：15			
避難完了予定日時	2月14日（木）11：30			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	墜落後に炎上などのさらなる被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	海岸が近い			
時期による特性	特にない			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	西浜区		-	合計
避難者数計	〇〇人	-	-	〇〇人
うち要援護者数	〇〇人	-	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	-	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	-	-	-	-	
所在地	-	-	-	-	
連絡先（電話等）	-	-	-	-	
連絡担当者	-	-	-	-	
その他留意事項	-	-	-	-	
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	要援護者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		国道 58 号及びその他道路			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者避難支援プランに基づき個別に設定。			

要 援 護 者 等 の 避 難 方 法	要 配 慮 者 へ の 支 援 事 項	要配慮者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて町の保有車両を活用（原則は自家用車など）
	避難経路	-
	避難先	必要に応じて要配慮者等のために西区コミュニティーセンター、役場庁舎を避難所として開設
	避難開始日時	2月14日（木）10：30
	避難完了予定日時	2月14日（木）11：30
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	2月14日（木）11：00開始	
場所	西浜区兼久海浜公園周辺（現場）	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	2月14日（木）11：30まで	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	-
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。</p>		
11 緊急時の連絡先		
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）	

<西区>

パターン：西区内において、航空機の墜落事故が発生した場合

嘉手納飛行場へ帰還する航空機が西区内へ墜落し、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
4月14日 10:00～	<ul style="list-style-type: none">・西区内に航空機が墜落したことを覚知 (通報等により)	(10:00～10:30) <ul style="list-style-type: none">・ニライ消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議(状況を把握、住民の避難について検討・調整開始)
10:10		<ul style="list-style-type: none">・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
10:35	<ul style="list-style-type: none">・関係機関との対応協議終了	<ul style="list-style-type: none">・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
10:40		<ul style="list-style-type: none">・避難誘導等の開始
11:00		<ul style="list-style-type: none">・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
11:30	<ul style="list-style-type: none">・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領（西区）

避難実施要領				
嘉手納町長 西暦〇〇〇〇年4月14日10時30分現在				
屋内避難 ・ 町内避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：本町西区周辺（〇〇〇〇）に航空機が墜落				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	4月14日（木）10：00頃			
発生場所	本町の西区の〇〇において、航空機の墜落事故が発生			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	西区の〇〇周辺に墜落している			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：25℃ 風向：西 風速：6m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	西区〇〇～〇〇（墜落現場周辺）			
避難先と避難誘導方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	4月14日（木）10：15			
避難完了予定日時	4月14日（木）11：30			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	墜落後に炎上などのさらなる被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	特にない			
時期による特性	特にない			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	西区		-	合計
避難者数計	〇〇人	-	-	〇〇人
うち要援護者数	〇〇人	-	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	-	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	-	-	-	-	
所在地	-	-	-	-	
連絡先（電話等）	-	-	-	-	
連絡担当者	-	-	-	-	
その他留意事項	-	-	-	-	
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	要援護者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		国道 58 号及びその他道路			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者避難支援プランに基づき個別に設定。			

要 援 護 者 等 の 避 難 方 法	要 配 慮 者 へ の 支 援 事 項	要配慮者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて町の保有車両を活用（原則は自家用車など）
	避難経路	-
	避難先	必要に応じて要配慮者等のために南区コミュニティーセンター、役場庁舎を避難所として開設
	避難開始日時	4月14日（木）10：30
	避難完了予定日時	4月14日（木）11：30
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	4月14日（木）11：00開始	
場所	西区〇〇周辺（現場）	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	4月14日（木）11：30まで	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	-
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
（心得・安全確保・服装等） 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。		
11 緊急時の連絡先		
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）	

<南区>

パターン：南区内において、航空機の墜落事故が発生した場合

嘉手納飛行場へ帰還する航空機が南区内へ墜落し、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月14日 10:00～	・南区内に航空機が墜落したことを覚知 (通報等により)	(10:00～10:30) ・ニライ消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議(状況を把握、住民の避難について検討・調整開始)
10:10		・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達 ・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
10:35	・関係機関との対応協議終了	・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。 ・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
10:40		・避難誘導等の開始
11:00		・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
11:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領（南区）

避難実施要領				
嘉手納町長 西暦〇〇〇〇年6月14日10時30分現在				
屋内避難 ・ 町内避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：本町南区周辺（〇〇〇〇）に航空機が墜落				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	6月14日（木）10：00頃			
発生場所	本町の南区の〇〇において、航空機の墜落事故が発生			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	南区の〇〇周辺に墜落している			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：26℃ 風向：南西 風速：9m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	南区〇〇～〇〇（墜落現場周辺）			
避難先と避難誘導方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	6月14日（木）10：15			
避難完了予定日時	6月14日（木）11：30			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	墜落後に炎上などのさらなる被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	特にない			
時期による特性	特にない			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	南区		-	合計
避難者数計	〇〇人	-	-	〇〇人
うち要援護者数	〇〇人	-	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	-	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	ロータリープラザ前広場	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-	-
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	要援護者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		国道 58 号及びその他道路			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）もしくは、ロータリープラザ前広場			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
要配慮者等の避難方法	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
	誘導の実施単位	災害時要援護者避難支援プランに基づき個別に設定。			

要 援 護 者 等 の 避 難 方 法	要 配 慮 者 へ の 支 援 事 項	要配慮者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて町の保有車両を活用（原則は自家用車など）
	避難経路	-
	避難先	必要に応じて要配慮者等のために役場庁舎を避難所として開設
	避難開始日時	6月14日（木）10：30
	避難完了予定日時	6月14日（木）11：30
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	6月14日（木）11：00開始	
場所	南区〇〇周辺（現場）	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	6月14日（木）11：30まで	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	-
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
（心得・安全確保・服装等） 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。		
11 緊急時の連絡先		
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）	

<北区>

パターン：北区内において、航空機の墜落事故が発生した場合

嘉手納飛行場へ帰還する航空機が北区内へ墜落し、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
8月14日 10:00～	<ul style="list-style-type: none">北区内に航空機が墜落したことを覚知 (通報等により)	(10:00～10:30) <ul style="list-style-type: none">ニライ消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議(状況を把握、住民の避難について検討・調整開始)
10:10		<ul style="list-style-type: none">住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
10:35	<ul style="list-style-type: none">関係機関との対応協議終了	<ul style="list-style-type: none">避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
10:40		<ul style="list-style-type: none">避難誘導等の開始
11:00		<ul style="list-style-type: none">避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
11:30	<ul style="list-style-type: none">要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領（北区）

避難実施要領				
嘉手納町長				
西暦〇〇〇〇年8月14日10時30分現在				
屋内避難 ・ 町内避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：本町北区の嘉手納中学校グラウンド周辺に航空機が墜落				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	8月14日（木）10：00頃			
発生場所	嘉手納中学校グラウンド周辺に航空機の墜落事故が発生			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	北区の嘉手納中学校グラウンド周辺に墜落している			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：29℃ 風向：南東 風速：7m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	北区〇〇～〇〇（墜落現場周辺）			
避難先と避難誘導方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	8月14日（木）10：15			
避難完了予定日時	8月14日（木）11：30			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	学校敷地内での墜落であることから、児童生徒など避難者も多い。墜落後に炎上などのさらなる被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	細街路や一方通行の道路が多い。また、老朽化した住宅あり			
時期による特性	特になし			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	北区		-	合計
避難者数計	〇〇人	-	-	〇〇人
うち要援護者数	〇〇人	-	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	-	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	ロータリープラザ前広場	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-	-
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	要援護者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		国道 58 号及びその他道路			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）もしくは、ロータリープラザ前広場			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
要配慮者等の避難方法	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
	誘導の実施単位	災害時要援護者避難支援プランに基づき個別に設定。			

要 援 護 者 等 の 避 難 方 法	要 配 慮 者 へ の 支 援 事 項	要配慮者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて町の保有車両を活用（原則は自家用車など）
	避難経路	-
	避難先	必要に応じて要配慮者等のために役場庁舎を避難所として開設
	避難開始日時	8月14日（木）10：30
	避難完了予定日時	8月14日（木）11：30
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	8月14日（木）11：00開始	
場所	嘉手納中学校周辺（現場）	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	8月14日（木）11：30まで	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	-
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
（心得・安全確保・服装等） 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。		
11 緊急時の連絡先		
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）	

<中央区>

パターン：中央区内において、航空機の墜落事故が発生した場合

嘉手納飛行場へ帰還する航空機が中央区内へ墜落し、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
10月14日 10:00～	・中央区内に航空機が墜落したことを覚知 (通報等により)	(10:00～10:30) ・ニライ消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議(状況を把握、住民の避難について検討・調整開始)
10:10		・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達 ・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
10:35	・関係機関との対応協議終了	・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。 ・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
10:40		・避難誘導等の開始
11:00		・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
11:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領（中央区）

避難実施要領				
嘉手納町長 西暦〇〇〇〇年10月14日10時30分現在				
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px 15px;">屋内避難</div> ・ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px 15px;">町内避難</div> </div>				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：本町中央区周辺（〇〇〇〇）に航空機が墜落				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	10月14日（木）10：00頃			
発生場所	本町の中央区の〇〇において、航空機の墜落事故が発生			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	中央区の〇〇周辺に墜落している			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：27℃ 風向：西 風速：10m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	中央区〇〇～〇〇（墜落現場周辺）			
避難先と避難誘導方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	10月14日（木）10：15			
避難完了予定日時	10月14日（木）11：30			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	墜落後に炎上などのさらなる被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	細街路や一方通行の道路が多い。また、老朽化した住宅あり			
時期による特性	特になし			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	中央区		-	合計
避難者数計	〇〇人	-	-	〇〇人
うち要援護者数	〇〇人	-	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	-	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	ロータリープラザ前広場	屋良小学校	-	-	-
所在地	-	屋良 1-31-1	-	-	-
連絡先（電話等）	-	956-2214	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-	-
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	要援護者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		国道 58 号及び県道 74 号線その他道路			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）もしくは、ロータリープラザ前広場、屋良小学校			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
要配慮者等の避難方法	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
	誘導の実施単位	災害時要援護者避難支援プランに基づき個別に設定。			

要援護者等の避難方法	要配慮者への支援事項	要配慮者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて町の保有車両を活用（原則は自家用車など）
	避難経路	-
	避難先	必要に応じて要配慮者等のために役場庁舎を避難所として開設
	避難開始日時	10月14日（木）10：30
	避難完了予定日時	10月14日（木）11：30
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	10月14日（木）11：00開始	
場所	中央区〇〇周辺（現場）	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	10月14日（木）11：30まで	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	-
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。</p>		
11 緊急時の連絡先		
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）	

<東区>

パターン1：東区内において、航空機の墜落事故が発生した場合

嘉手納飛行場へ帰還する航空機が東区内へ墜落し、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
12月14日 10:00～	・東区内に航空機が墜落したことを覚知 (通報等により)	(10:00～10:30) ・ニライ消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議(状況を把握、住民の避難について検討・調整開始)
10:10		・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達 ・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
10:35	・関係機関との対応協議終了	・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。 ・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
10:40		・避難誘導等の開始
11:00		・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
11:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領（東区）

避難実施要領				
嘉手納町長				
西暦〇〇〇〇年 12月14日 10時30分現在				
屋内避難 ・ 町内避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：本町屋良小学校周辺（〇〇〇〇）に航空機が墜落				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	12月14日（木）10：00頃			
発生場所	本町の屋良小学校周辺において、航空機の墜落事故が発生			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	東区の屋良小学校周辺に墜落している			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：19℃ 風向：北北東 風速：9m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	東区〇〇～〇〇（墜落現場周辺）			
避難先と避難誘導方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	12月14日（木）10：15			
避難完了予定日時	12月14日（木）11：30			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	学校敷地内での墜落であることから、児童生徒など避難者も多い。墜落後に炎上などのさらなる被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	特にない			
時期による特性	特にない			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	東区		-	合計
避難者数計	〇〇人	-	-	〇〇人
うち要援護者数	〇〇人	-	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	-	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	中央区コミュニティーセンター	-	-	-
所在地	嘉手納 81	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	956-6223	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	-	-	-	-	
所在地	-	-	-	-	
連絡先（電話等）	-	-	-	-	
連絡担当者	-	-	-	-	
その他留意事項	-	-	-	-	
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	要援護者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		県道 74 号線及びその他道路			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）もしくは、中央区コミュニティセンター			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者避難支援プランに基づき個別に設定。			

要 援 護 者 等 の 避 難 方 法	要 配 慮 者 へ の 支 援 事 項	要配慮者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて町の保有車両を活用（原則は自家用車など）
	避難経路	-
	避難先	必要に応じて要配慮者等のために役場庁舎を避難所として開設
	避難開始日時	12月14日（木）10：30
	避難完了予定日時	12月14日（木）11：30
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	12月14日（木）11：00開始	
場所	屋良小学校周辺（現場）	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	12月14日（木）11：30まで	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	-
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
（心得・安全確保・服装等） 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。		
11 緊急時の連絡先		
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）	

<東区>

パターン 2 (火災) : 嘉手納弾薬庫内において火災が発生した場合 (北からの風が吹いている)

嘉手納弾薬庫内で火災が発生し、東区住宅域への延焼の可能性があることから、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
12月14日 10:00~	・嘉手納弾薬庫内で火災が発生したことを覚知 (通報等により)	(10:00~10:30) ・ニライ消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議 (状況を把握、住民の避難について検討・調整開始)
10:10		・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達 ・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
10:35	・関係機関との対応協議終了	・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。 ・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
10:40		・避難誘導等の開始
12:00		・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
12:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領（東区）

避難実施要領				
嘉手納町長 西暦〇〇〇〇年 12月14日 10時30分現在				
屋内避難 ・ 町内避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：嘉手納弾薬庫内で火災が発生し、東区住宅域へ延焼する可能性				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	12月14日（木）10：00頃			
発生場所	嘉手納弾薬庫内において、火災が発生			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	東区の〇〇周辺へ延焼の可能性あり			
今後の予測・影響と措置	対応に時間はあるものの、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：19℃ 風向：北北東 風速：9m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	東区〇〇～〇〇（火災発生現場近く住民）			
避難先と避難誘導方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	12月14日（木）10：15			
避難完了予定日時	12月14日（木）12：30			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	嘉手納弾薬庫内での火災であるが、火の勢いによっては、住宅域への被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	特にない			
時期による特性	特にない			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	東区		-	合計
避難者数計	〇〇人	-	-	〇〇人
うち要援護者数	〇〇人	-	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	-	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	東区コミュニティーセンター	-	-	-
所在地	屋良 928-1	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	956-3179	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	道の駅かでな	-	-	-	-
所在地	屋良 1026-3	-	-	-	-
連絡先（電話等）	957-5678	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-	-
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	要援護者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		県道 74 号線及びその他道路			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）もしくは、東区コミュニティーセンター			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者避難支援プランに基づき個別に設定。			

要援護者等の避難方法	要配慮者への支援事項	要配慮者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて町の保有車両を活用（原則は自家用車など）
	避難経路	-
	避難先	必要に応じて要配慮者等のために役場庁舎を避難所として開設
	避難開始日時	12月14日（木）10：30
	避難完了予定日時	12月14日（木）12：30
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	12月14日（木）11：00開始	
場所	東区〇〇周辺（現場）	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	12月14日（木）12：30まで	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	-
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
（心得・安全確保・服装等） 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。		
11 緊急時の連絡先		
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）	

<東区>

パターン 3 (火災) : 嘉手納飛行場内において火災が発生した場合 (南からの風が吹いている)

嘉手納飛行場内で火災が発生し、東区住宅域への延焼の可能性があることから、現場周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
7月14日 10:00~	・嘉手納飛行場内で火災が発生したことを覚知 (通報等により)	(10:00~10:30) ・ニライ消防等の関係機関と連絡し、初期対応を協議(状況を把握、住民の避難について検討・調整開始)
10:10		・住民等に事態発生について、防災行政無線等で情報伝達 ・現場周辺住民については、現場に近づかない旨の情報伝達
10:35	・関係機関との対応協議終了	・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。 ・避難場所や避難所の開設、避難誘導人員等の配置
10:40		・避難誘導等の開始
12:00		・避難対象地区における残留者への呼びかけ開始
12:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

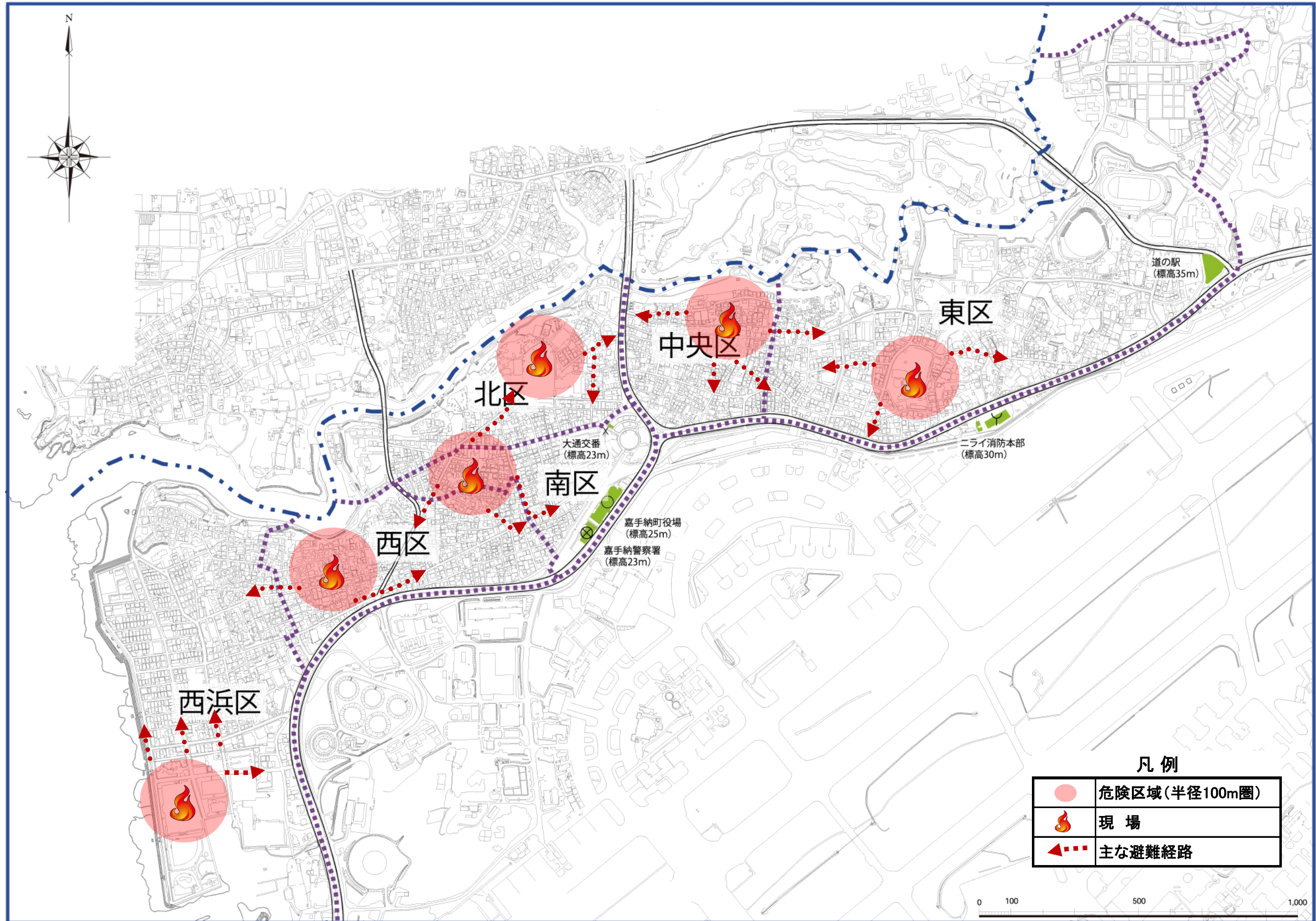
避難実施要領（東区）

避難実施要領				
嘉手納町長 西暦〇〇〇〇年7月14日10時30分現在				
屋内避難 ・ 町内避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：嘉手納飛行場内で火災が発生、東区の住宅域へ延焼する可能性				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	7月14日（木）10：00頃			
発生場所	嘉手納飛行場において、火災が発生			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	東区の〇〇周辺へ延焼の可能性あり			
今後の予測・影響と措置	対応にある程度時間があるが、被害拡大の可能性もあることから、現場周辺に近づかないことを周知し、関係機関と協力して安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：19℃ 風向：南 風速：10m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	東区〇〇～〇〇（火災発生現場近く住民）			
避難先と避難誘導方針	徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	7月14日（木）10：15			
避難完了予定日時	7月14日（木）12：30			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難誘導等			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	嘉手納飛行場内での火災であるが、火の勢いによっては、住宅域への被害拡大の可能性もあることから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	特にない			
時期による特性	特にない			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	東区		-	合計
避難者数計	〇〇人	-	-	〇〇人
うち要援護者数	〇〇人	-	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	-	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

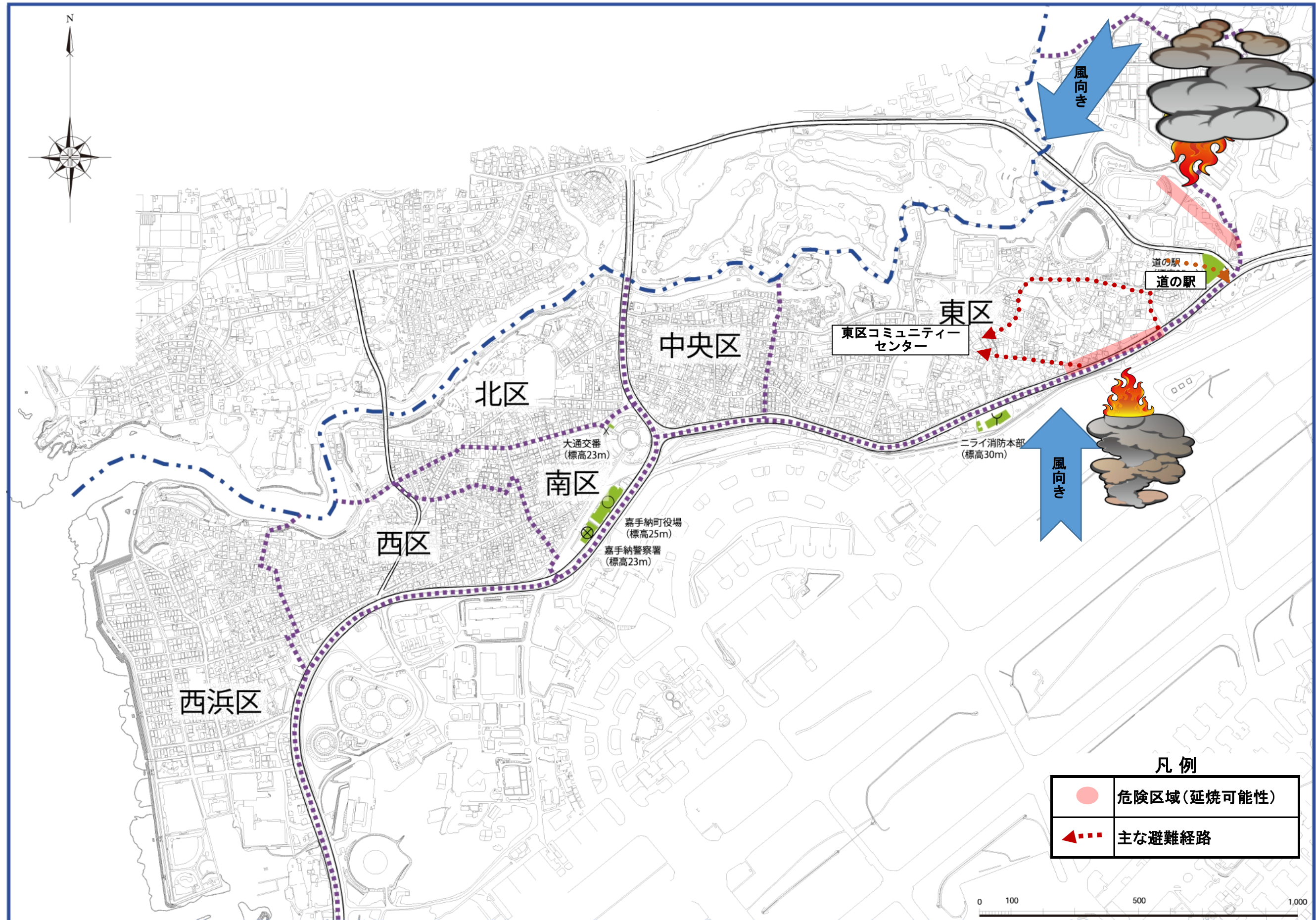
5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	-	-	-	-	
所在地	-	-	-	-	
連絡先（電話等）	-	-	-	-	
連絡担当者	-	-	-	-	
その他留意事項	-	-	-	-	
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	要援護者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		県道 74 号線及びその他道路			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	避難対象区域外へ一時避難（半径〇〇m 以内の〇〇から退避）もしくは、東区コミュニティーセンター			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者避難支援プランに基づき個別に設定。			

要 援 護 者 等 の 避 難 方 法	要 配 慮 者 へ の 支 援 事 項	要配慮者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて町の保有車両を活用（原則は自家用車など）
	避難経路	-
	避難先	必要に応じて要配慮者等のために役場庁舎を避難所として開設
	避難開始日時	7月14日（木）10：30
	避難完了予定日時	7月14日（木）12：30
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	7月14日（木）11：00開始	
場所	東区〇〇周辺（現場）	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	7月14日（木）12：30まで	
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	-
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。</p>		
11 緊急時の連絡先		
嘉手納町役場総務課	TEL：098-956-1111（代表）	

■航空機墜落の事態発生による危険区域想定及び主な避難経路図



■基地内での火災発生による危険区域想定及び主な避難経路図（東区）



第4章 避難実施要領作成の留意事項

1 各種の事態に即した対応

- 発生する事態の状況により、避難に時間的余裕があるか否か、等により、実際の避難誘導のあり方は異なることから、その事態に即した避難誘導の実現を図ることが求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。
- 行政機関の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導にあたっては、ニライ消防及び嘉手納警察署等の関係機関と協議を踏まえた対応が基本である。
- 現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考えることも重要になることから、必要に応じて現場調整所を設けて活動調整にあたる必要がある。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、必ず総務課に連絡するとともに、現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。

3 住民に対する情報提供のあり方

- 災害発生時には、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということが起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭におき、住民に対して必要な情報をこまめに提供することが必要である。
- また、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。

4 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者への支援措置を講じていくことが適当と考えられる。

- ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班（避難行動要支援者の支援班）」の設置
- ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
- ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
- ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等

5 避難誘導する際の心得

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- 避難誘導を実施するにあたり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の先導に立つ要員（行政職員等）については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感が大きい中で誘導を行うことになることから、誘導にあたる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つことが重要。
- ・ 誘導員は、腕章等により誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的に余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 円滑な避難ができるための取り組みの促進

- 基地災害の発生直後は、危険を回避し、被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、住民一人ひとりが危険回避のために円滑な避難対応ができるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 本町は、自然災害と同様に基地災害についても、住民自ら行うべきことについて、訓練等を通じて、平素から周知するよう努力することが必要となっている。
そうすることで、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。